

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------|---------------------------|
| 対象 | 岐阜市の生活保護 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 平成27年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 提出日(最新提出日) | 平成28年7月31日 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 監査委員公表日 | 平成28年9月29日 | △:検討中 検討中のもの |
| | | ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの |

第4章 相談から保護開始決定・通知に至るまでの事務

| 指摘及び意見 | 措置状況(平成28年7月末) | 結果欄 | 部 | 課 | 内線等 | 本編頁 |
|--|---|-----|-----|--------------------|------|-----|
| 1 指摘 【住民に対する生活保護制度の周知】 岐阜県部長通知に従い、生活福祉一課・二課の窓口パンフレット等を配置すべきである。 | チラシを作成し、窓口を設置した。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 41 |
| 2 意見 【住民に対する生活保護制度の周知】 現状の取り組みに加えて、例えば生活保護制度に関するパンフレットを市の関与する施設に配置する方法により、生活困窮者が生活保護制度を知る機会を増やすことが望ましい。 | 平成27年度から生活困窮者自立相談支援事業を実施し、市の関係窓口にはパンフレットを配置している。相談の中で生活保護についても紹介している。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 42 |
| 3 意見 【申請資料の教示】 「申請時の必要書類」という表現は、相談者に資料の提出が申請の要件であるとの誤解を持たれかねない表現であるから、例えば「申請の際に持参してほしいもの」等の表現に変更することが望ましい。 | 表現を「申請時に持参してほしい物」に改めた。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 43 |
| 4 意見 【面接記録票の記載状況】 今後は、面接記録票の重要性を再認識し、記載項目は漏れなく全て記載するとともに、誰が見ても読みやすく記載すべきである。 | 面接記録票をわかりやすく記載している。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 43 |
| 5 意見 【面接結果の記載項目】 申請権の侵害の疑義が生じないように、岐阜市生活保護法施行細則様式第1号(第2条関係)を改定し、面接記録票に面接結果を記載することが望ましい。 | 相談日毎に面接結果を記録するよう改めた。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 福祉政策課 | 6186 | 44 |
| 6 意見 【申請に至らなかった面接記録票の整理方法】 申請に至らなかった面接記録票の綴りに日づけごとにインデックスを付けるなど、面接記録票の整理方法を検討することが望ましい。 【改善報告】 | 面接記録票の綴りに相談者ごとにインデックスを付け、面接記録票を整理した。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 45 |
| 7 指摘 【面接記録票の承認方法】 面接記録票を1枚ずつ承認したことを明確にするため、承認印は1枚ずつ押すべきである。 | 相談日毎に面接結果を記録し、面接記録票を1枚ずつ承認する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 46 |
| 8 意見 【面接の効率化】 面接の効率化を意識するために、岐阜市生活保護法施行細則様式第1号(第2条関係)を改定し、面接記録票に面接にかかった時間を記入する欄を設け、記入するなどにより、現状を把握することが望ましい。 | 面接記録票に欄は設けませんが、面接時間を記入することとした。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 福祉政策課 | 6186 | 46 |
| 9 意見 【面接相談室】 担当課としては、管財課に専用の面接室設置の要望をすることが望ましい。また、専用の面接室の常置が困難であったとしても、例えば、別の課の空いているスペースを借りる等、できる限りプライバシーが守られた空間の確保を管財課に相談することが望ましい。 | 課のスペース拡大について管財課に相談している。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 47 |
| 10 指摘 【個人情報利用の範囲】 面接時における個人情報の利用に際しては、岐阜市個人情報保護条例第10条第2項を遵守すべきである。 【一部改善報告】 職員に対し、面接の時点で利用する情報は要保護者本人及び同居の親族に限るように指導し、平成28年1月時点では当該指導に沿った運用がなされているとのことである。 | 面接相談時に利用する情報は要保護者本人及び同居の親族に限るよう運用している。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 48 |
| 11 指摘 【個人情報の利用申請書の記載】 面接の段階において個人情報の利用を行うのであれば、個人情報の利用申請書の「保護申請者」、「生活保護受給者」という記載を、「要保護者」に変更すべきである。 | 個人情報利用提供申請書の記載を「要保護者」に変更した。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 49 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------|---|
| 対象 | 岐阜市の生活保護 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 平成27年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 提出日(最新提出日) | 平成28年7月31日 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 監査委員公表日 | 平成28年9月29日 | △:検討中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの |

| | | | | | | |
|---|--|---|-----|--------------------|------|----|
| 12 指摘 【システム利用職員】 違法な税務情報の利用を予防するため、システムを利用する職員を限定すべきである。 | 実際にシステムを利用する職員に限定した。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 50 |
| 13 意見 【情報利用の監査】 定期的にアクセスログをたどり、個人情報の違法な利用がなされていないかどうか、課長・係長による内部監査をすることが望ましい。 | 課長・係長にはアクセスログをたどる権限はないため、内部監査は行わないが、情報セキュリティ研修を実施し、今後も引き続き適切な利用を指導していく。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 50 |
| 14 意見 【面接事務の質の確保】 面接相談員用の事務のマニュアルを作成し、面接記録票の記載から個人情報の取扱まで、面接全般に係る研修を定期的実施していくことが望ましい。 | 面接相談員用の事務マニュアルを作成し研修等により職員への周知徹底を図る。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 51 |
| 15 指摘 【柳津分室－事務の根拠規定】 今後も、柳津分室において生活保護相談業務を行うのであれば、要綱等、事務の根拠規定を制定すべきである。 | 平成27年度内に事務要領を定めた。 | ○ | 福祉部 | 福祉政策課 | 2425 | 52 |
| 16 意見 【柳津分室－生活福祉一課・二課との連携体制】 柳津分室においても面接記録票を利用するなどして相談内容を記録し、当該記録票をファクシミリで送信するなどの方法で生活福祉一課・二課に引き継ぐことが望ましい。 | 柳津分室でも面接記録票を利用して相談を受け、ファクシミリで情報共有し、生活福祉一課・二課に引き継ぐこととした。 | ○ | 福祉部 | 柳津分室 生活福祉一課・二課 | 6186 | 52 |
| 17 指摘 【柳津分室－筆証資料の教示】 相談者に筆証資料の提出が申請の要件であるとの誤解を持たれかねない表現は、改めるべきである。 | 生活福祉課で使用している「申請時に持参してほしい物」を柳津分室でも使用するよう改めた。 | ○ | 福祉部 | 柳津分室 | 6186 | 53 |
| 18 指摘 【生活保護申請書その他の提出書類の代筆】 要保護者本人の意思能力がないと疑われる場合には、要保護者の扶養義務者又は同居の親族を申請者とするか、生活保護法第25条により職権をもって保護を開始することを検討すべきである。 | 要保護者本人に十分な意思能力がないと疑われる場合には、要保護者の扶養義務者又は同居の親族を申請者とするか、職権をもって保護を開始することをケースごとに検討する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 55 |
| 19 指摘 【生活保護申請書その他の提出書類の代筆】 各書類を申請者以外の者に代筆させる場合には、各書類において、代筆である旨及び代筆者名を記載させるとともに、ケース記録において、代筆をさせた理由、代筆者名及び申請者と代筆者の関係を記録すべきである。 | 各書類に代筆である旨を記載させるとともに、ケース記録に代筆理由等を記載するよう改めた。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 55 |
| 20 意見 【資産申告書の敷金欄の追加】 岐阜市生活保護法施行細則の改正により、資産申告書に敷金の記載欄を設けることが望ましい。 | 「資産申告書」の様式変更は行わない。敷金の把握については、賃貸借契約書の写しの提出を求めて確認し、「ケース覚書」に記載欄を設けて記録するよう改めた。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 福祉政策課 | 6186 | 55 |
| 21 意見 【敷金返還請求権の確認方法】 敷金返還請求の可否及び額を明らかにするため、賃貸借契約書の写しの提出を求めることが望ましい。 | 敷金返還請求の可否及び額を明らかにするため、賃貸借契約書の写しの提出を求める。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 56 |
| 22 指摘 【訪問調査の実施期間】 申請書等を受理した日から1週間以内に訪問調査を行うべきである。 | 原則1週間以内の訪問調査を実施する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 57 |
| 23 指摘 【訪問調査の実施期間経過にかかる措置】 仮に1週間以内に訪問調査を行うことができなかった場合には、その理由を記録しておくべきである。 | 1週間以内の訪問調査ができなかった場合には、その旨を記録する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 57 |
| 24 指摘 【資産処分の確認方法】 自動車の処分確認にあたっては、要保護者から提出を受けた車検証の写しの所有者欄だけでなく使用者欄も必ず確認するとともに、使用実態を確認すべきである。 | 所有者及び使用者を確認し使用実態を把握する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 58 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------|-----------------------|
| 対象 | 岐阜市の生活保護 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 平成27年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 提出日(最新提出日) | 平成28年7月31日 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 監査委員公表日 | 平成28年9月29日 | △:検 討 中 検 討 中 の も の |

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

| | | | | | | |
|--|--|---|-----|--------------------|------|----|
| 25 指摘 【資産処分の確認方法】 自動車の処分確認にあたっては、要保護者から車検証の写しの提出を受けるなどして、処分の事実を確認し、その結果をケース記録に記載すべきである。 | 保護申請者から車検証の写しの提出を受けるなどして、処分の事実を確認し、その結果をケース記録に記載する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 59 |
| 26 指摘 【重点的扶養能力調査対象者に対する実地調査】 個々のケースに照らし、実地調査を検討し、その判断および理由をケース記録に明記すべきである。 | 個々のケースの実情に照らし、実地調査の必要性を検討し、その判断および理由をケース記録に明記する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 61 |
| 27 意見 【重点的扶養能力調査対象者の認定】 重点的扶養能力調査対象者該当性について、統一的な判断基準を設けるか、ケース診断会議に諮るなどして、個々の現業員による判断の不統一を防止することが望ましい。 | 重点的扶養能力調査対象者該当性については「生活保護における扶養義務調査等実施の手引き」(平成27年3月厚生労働省社会・援護局保護課)に判断基準が示されており、現業員に周知し統一を図る。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 61 |
| 28 指摘 【扶養照会の発送時期】 扶養義務者の住所が判明した場合には速やかに扶養照会を行うべきである。 | 扶養義務者の住所が判明した場合は、速やかに扶養照会を行う。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 62 |
| 29 指摘 【仕送りの収入認定】 扶養義務者から仕送りをする旨の回答があった場合には、要保護者及び扶養義務者に対して仕送りの有無を確認し、仕送りをしていない場合には、収入認定すべきである。 | 要保護者及び扶養義務者に対して仕送りの有無を確認し、仕送りがある場合には収入認定する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 62 |
| 30 指摘 【法第24条第8項による通知の適用】 生活保護法第24条第8項による通知の適用については、生活保護法施行規則の要件及び「明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」に該当するかどうかを確認し、その過程を記録すべきである。 | 「生活保護における扶養義務調査等実施の手引き」の基準により確認し、過程を記録する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 64 |
| 31 指摘 【ケース診断会議の記録化】 会議において検討すべき事項を記載した議事録の書式を定め、当該書式に沿って議事を進行し、会議の経過や判断根拠となる資料を議事録に記載すべきである。 | 議事録の様式を定め、会議の経過や判断根拠となる資料を議事録に記載するよう改めた。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 66 |
| 32 意見 【保護台帳兼世帯名簿の敷金欄の追加】 岐阜市生活保護法施行細則の改正により、保護台帳兼世帯名簿に敷金の記載欄を設けることが望ましい。 | 「保護台帳兼世帯名簿」については様式の変更をおこなわない。敷金については、貸借契約書の写しの提出を求め、「ケース覚書」に記載欄を設けて記録するよう改めた。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 福祉政策課 | 6186 | 66 |
| 33 指摘 【援助方針の記載】 援助方針については、世帯個々の実情を踏まえて、できるだけ具体的に記載すべきである。 | 援助方針については、できるだけ具体的に記載する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 66 |
| 34 意見 【ケース格付】 ケース格付基準のあてはめに拘らず、ケース診断会議において、被保護者の個々の状況に応じたケース格付等の対応を検討することが望ましい。 | 実情に合ったケース格付基準にするよう基準を見直します。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 68 |
| 35 意見 【決定通知の時期】 延長理由に正当性がある場合はやむを得ないが、あくまで14日以内の通知に努めることが望ましい。 | 期間内に決定し、通知するよう努める。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 70 |
| 36 指摘 【決定通知書の理由明示】 申請から保護の決定通知までに14日を超過する場合には、決定通知書に理由を明示すべきである。 | 申請から保護の決定通知までに14日を超過する場合には、その理由を明示する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 71 |
| 37 指摘 【保護決定通知書の写しの扱い】 保護決定通知書写しを作成して記録に添付しておくべきである。 | 保護決定通知書写しを作成して、ケースファイルに綴じる。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 71 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------|-----------------------|
| 対象 | 岐阜市の生活保護 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 平成27年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 提出日(最新提出日) | 平成28年7月31日 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 監査委員公表日 | 平成28年9月29日 | △:検討中 検討中のもの |

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

| | | | | | | |
|--|---|---|-----|-----------|------|----|
| 38 指摘 【保護決定通知書の作成日付】 保護決定通知書の作成日付が保護決定調書の所長決済日より前の日付となること がないようは正済。 【改善報告】 | 保護決定通知書の作成日付が保護決定調書の所長決済日より前の日付となること がないようは正済。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 72 |
| 39 意見 【決定の通知方法】 保護決定通知書の交付にあたっては、手渡しによる場合には交付した日付を、郵便の場合には発送した日付を、 ケース記録に記載することが望ましい。 | 決定通知書の交付日を保護決定通知書写しに記載して、ケース記録に添付するよう 改めた。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 72 |
| 40 指摘 【取下げに際しての意思能力の確認】 申請者の意思能力に疑念が生じるような場合には、申請者の意思能力の有無を確認し、 意思能力がないと判断されたときは、却下すべきである。 | 申請者に意思能力がないと判断される場合は、却下にて対応する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 73 |
| 41 指摘 【取下書の代筆】 取下書が代筆によってなされている場合、申請者の取下げ意思を確認し、その 意思を確認した旨の記録を確実に残しておくべきである。 | 申請者の取下げ意思を確認し、その意思を確認した旨をケース記録に残す。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 74 |
| 42 指摘 【取下げの任意性】 申請者の納得が得られないような場合には、無理に取下げを説得するのではなく、 却下にて対応すべきである。 | 個々の状況に応じて、却下にて対応すべきものについては、却下にて対応する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 74 |
| 43 指摘 【取下げの場合におけるケース診断会議の開催】 取下げ事案については、全件ケース診断会議に付した上、その記録化をすべきである。 | 取下げ事案は、ケース診断会議に付し、記録する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 75 |
| 44 意見 【却下の場合におけるケース診断会議の記録方法】 却下事案については、ケース診断会議を行ったことの記録だけでなく、その日時や出席者、 議論状況など具体的な記録をすることが望ましい。 | 却下事案は、ケース診断会議に付すとともに、日時、出席者、議論の内容を記すよう 様式を改めた。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6186 | 76 |

第5章 地区担当現業員の事務

| 指摘及び意見 | 措置状況(平成28年7月末) | 結果欄 | 部 | 課 | 内線等 | 本編頁 |
|--|---|-----|-----|-----------|------|-----|
| 45 指摘 【援助方針やケース格付の変更】 ケース診断会議を開くなどして、組織的に、統一された基準で、ケース格付変更を行うべきである。 | 生活保護の手引きの中にケース格付の統一基準を作成した。ケース格付の変更はこの基準に基づき、決裁で行う。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 80 |
| 46 指摘 【ケース診断会議録】 訪問計画策定時において、訪問格付の見直しを適切に実施するために、訪問格付の判定根拠資料について、 ケース記録やケース診断会議録などに明示すべきである。 | ケース格付については、統一基準に基づいて行い、ケース記録に残す。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 80 |
| 47 意見 【市外の施設入所者についてのケース格付】 被保護者が他市の施設へ移った場合は、帰来意思や移る期間も考慮した上で、 実施機関が岐阜市福祉事務所のままでよいのか、移送の必要がないのか、 ケース診断会議等で組織的に検討することが望ましい。 | 必要に応じてケース診断会議で検討していく。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 81 |
| 48 指摘 【訪問計画】 現業員は、ケース格付に従って策定された年度訪問計画に従い、訪問調査を行うべきである。 | 現業員は訪問計画に従い訪問し、査察指導員はその状況を随時確認、指導する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 84 |
| 49 指摘 【訪問調査の実質化】 現業員から電話連絡をし、次回の面談予定日を決めておくなどすることで、 訪問調査において、確実に面談できるようにすべきである。 | 面接ができない場合は、電話連絡等も含め対応していく。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 84 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------|---------------------------|
| 対象 | 岐阜市の生活保護 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 平成27年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 提出日(最新提出日) | 平成28年7月31日 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 監査委員公表日 | 平成28年9月29日 | △:検討中 検討中のもの |
| | | ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの |

| | | | | | | |
|--|---|---|-----|-----------|------|----|
| 50 意見 【査察指導員の同行】 査察指導員が、現業員の訪問調査に同行する基準や目安を決めることが望ましい。 | 「生活保護事務の手引き」の中では、暴力団関係ケース、指導対象ケース等困難性や問題がある場合は査察指導員と同行訪問している。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 85 |
| 51 指摘 【訪問調査活動結果の記録化】 訪問調査後は、原則として当日中に、ケース記録を記載し、速やかに査察指導員に提出すべきである。 | ケース記録の記載は速やかに行うとともに、査察指導員による管理を徹底する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 86 |
| 52 意見 【訪問調査時の資料確認】 訪問調査の際には、本人に通帳や給料明細書など一定の資料の提出を求めるなどして確認し、確認した内容は、少なくとも、ケース記録に明記することが望ましい。 | 訪問調査では、必要な調査を行い、確認した内容をケース記録に記載する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 86 |
| 53 意見 【訪問調査時の資料確認】 規則やマニュアルで、組織的に、訪問調査の際の資料確認を義務付けることが望ましい。 | 「生活保護事務の手引き」で訪問調査では必要な資料を収集・確認し、記録することとしている。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 86 |
| 54 意見 【訪問調査の水準確保】 訪問調査のマニュアルや準則等を策定し、その上で、毎年、訪問調査についての研修(新人に限らない)や意見交換会を実施することが望ましい。 | 「生活保護事務の手引き」を改訂し、職員への研修を行う。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 86 |
| 55 指摘 【資産の実態把握・不動産】 不動産保有ケースを把握するための台帳を整備すべきである。 【改善報告】 | 資産保有台帳を整備した。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 89 |
| 56 指摘 【資産の実態把握・不動産】 各ケース記録にも、当該不動産についての土地家屋等資産管理台帳(個別シート)を綴るべきである。 | 各ケースファイルに土地家屋等資産管理台帳を綴じる。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 90 |
| 57 指摘 【資産処分の指導】 処分すべき資産がある場合には、ケース診断会議で資産処分の目標時期を設定するなどして、積極的に指導すべきである。 | 処分すべき資産がある場合は、ケース診断会議に報告し、処分指導を行う。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 91 |
| 58 意見 【資産の実態把握・預貯金】 施設に入所しており、施設が通帳等を管理しているケースについては、施設から、訪問調査時を含めて、定期的に、通帳の写しを提出させることを検討することが望ましい。 | 訪問調査では、必要な調査を行い、確認した内容をケース記録に記載する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 91 |
| 59 指摘 【資産処分の指導】 自動車の処分を援助方針の一つとしている場合は、保護開始決定時から遅くとも1年経過するまでに自動車を適切に処分するよう指導すべきである。 | 手順に則り口頭指導、文書指導、弁明の機会の付与、改善が見られなければ廃止と段階を踏んで進める。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 92 |
| 60 指摘 【資産の実態把握・自動車】 速やかに、資産保有台帳において、日々の業務に活用するための自動車保有台帳を作成するか、岐阜県施行事務監査資料として作成した自動車保有台帳を活用すべきである。 | 自動車保有台帳を活用する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 93 |
| 61 意見 【資産の実態把握・自動車】 自動車保有台帳を査察指導員が確認し、自動車の処分ができていない状態が1年以上経過しているケースについては、その状態や理由を確認することが望ましい。 | 査察指導員は、自動車保有台帳を活用し、所有状況を随時確認する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 93 |
| 62 意見 【資産の実態把握・自動車】 自動車の価値の判断基準を定めることが望ましい。 | 見積書を徴取する基準は、監査人からの例示があったように破産事件における考え方を参考にし、生活保護事務の手引きに記載する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 93 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------|---------------------------|
| 対象 | 岐阜市の生活保護 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 平成27年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 提出日(最新提出日) | 平成28年7月31日 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 監査委員公表日 | 平成28年9月29日 | △:検 討 中 検討中のもの |
| | | ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの |

| | | | | | | |
|---|--|---|-----|-----------|------|-----|
| 63 指摘 【資産の実態把握・敷金】 被保護者の転居の際には、旧契約の敷金返還請求権について確認し、確認状況をケース記録に残すべきである。 | 被保護者の転居の際には、旧契約の敷金返還請求権について確認し、確認状況をケース記録に記載する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 95 |
| 64 指摘 【資産の実態把握・損害賠償請求権】 被保護世帯に損害賠償請求権を有する者がいる場合、その支払いの有無を定期的に確認し、確認状況をケース記録に残すべきである。 | 損害賠償請求権を有する場合、その支払いの有無を定期的に確認し、確認状況をケース記録に記載する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6169 | 95 |
| 65 指摘 【日常生活自立支援】 「高齢者健康維持・向上プログラム」「生活習慣病患者健康管理プログラム」など、日常生活自立支援のためのプログラムを実施すべきである。 | 日常生活自立支援のためのプログラムについては、適正な活用を行っていく。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6177 | 98 |
| 66 指摘 【社会生活自立支援】 例えば、社会福祉協議会を通じた公園清掃などの「社会参加活動プログラム」のような社会生活自立支援のためのプログラムを実施すべきである。 | ボランティアセンターへの登録案内や学習支援などにより社会生活自立を支援するプログラムを実施する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6177 | 98 |
| 67 指摘 【自立助長のための相談・援助】 相談及び助言をしたことについては、例え、毎回、同じ内容であったとしても、必ずケース記録に記載すべきである。 | 自立助長のための相談及び助言に関して、ケース記録に記載する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 99 |
| 68 意見 【保健指導】 保健指導にあたっては、専門的なケース診断が必要となる場合には医師などの専門家の意見を求めるなどして、ケースを的確に把握し、その上で、指導の実施状況について経過観察と結果の確認をし、ケース記録に記載することが望ましい。 | 訪問調査では必要な調査を行い、その結果をケース記録に記載する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 101 |
| 69 意見 【保健指導】 ケースによっては、医師や看護師、保健師などの専門家と同行訪問する等して連携することが望ましい。 | ケースによっては、保健師などの専門家と同行訪問する等連携を図っていく。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 101 |
| 70 指摘 【文書指導】 ケース診断会議において、文書指導を決定した記録を残すため、議事録を残すべきである。 | ケース診断会議の記録を作成するようは正済。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 101 |
| 71 指摘 【文書指導の活用】 不正受給により法第78条の適用を受けた受給者については、保護の停止・廃止を検討するなどして、再発を防止する必要があるため、文書指導を積極的に活用すべきである。 | 必要に応じて文書指導を活用していく。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 102 |
| 72 意見 【文書指導の活用】 就労指導に従わない被保護者などに対する文書指導の積極的な活用を検討することが望ましい。 | 必要に応じて文書指導を活用していく。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 102 |
| 73 指摘 【停止期間中の指導】 保護停止中の被保護者についても、生活状況の経過を把握し、助言指導等を行うべきである。 | 保護停止中の被保護者についても、生活状況を把握し、必要な助言指導をする。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6179 | 103 |
| 74 指摘 【ケース記録の記載内容】 「岐阜市生活保護事務の手引き 平成26年7月」にある具体的な記載例を参考にするとともに、5W1Hを意識して、正確に記載すべきである。 | 生活保護事務の手引きの記載例により、ケース記録を記載する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 103 |
| 75 指摘 【ケース記録の記載時期】 ケース記録は、原則として、訪問調査等があった当日に記載すべきである。 | 速やかに、ケース記録を記載する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 105 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------|-----------------------|
| 対象 | 岐阜市の生活保護 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 平成27年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 提出日(最新提出日) | 平成28年7月31日 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 監査委員公表日 | 平成28年9月29日 | △:検討中 検討中のもの |

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

| | | | | | | |
|--|---|---|-----|-----------|------|-----|
| 76 指摘 【ケース記録に綴じる書類】 決定通知など現業員として作成に携わる書類は、ケース記録にすべて綴じるべきである。 | 作成した資料は帳票点検カードに従い綴じる。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 106 |
| 77 意見 【ケース記録に綴じる書類】 訪問調査の計画が分かる書面(査察指導票)など書類については、ケース記録に綴じることを検討することが望ましい。 | 必要な書類は、ケースファイルへの効率的な資料の綴じ方をする。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 106 |
| 78 意見 【ケース記録の綴じ方】 ケース記録に綴じる文書のチェックリストについて、綴じるべき順番を記載することが望ましい。また、決定通知書など重要書類について、付箋を付けるなど検索性を高めることが望ましい。 | 帳票点検カードにより資料を効率的に綴じるとともに必要に応じて付箋を付けていく。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 106 |
| 79 意見 【新規担当から地区担当への引継のタイミング】 法第28条調査、法第29条調査が、終わった段階で、新規現業員から地区担当現業員に引き継ぐように、具体的な事務処理ルールを統一することが望ましい。 | 初回の保護費支給時期までの処理を終えた時点で、引き継ぐよう生活保護の手引きで定めている。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 106 |
| 80 意見 【新規担当から地区担当への引継書類】 個別のケースごとに使用される引継書については、チェックリスト方式にすることで、引継事項、注意事項の漏れをなくす工夫をすることが望ましい。 | 「ケース覚書」に懸案事項、注意事項等を記載し、引き継いでいるが、引継事項、注意事項のチェックリストを検討する。 | △ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 107 |
| 81 意見 【新規担当から地区担当への引継時の訪問調査】 新規現業員は、地区担当現業員の最初の訪問調査に同行することが望ましい。 【改善報告】 | 新旧現業員が同行するように努めている。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 107 |
| 82 意見 【担当変更時の引継】 個別のケースごとに使用される引継書については、チェックリスト方式にすることで、引継事項、注意事項の漏れをなくす工夫をすることが望ましい。 | 「ケース覚書」に懸案事項、注意事項等を記載し、引き継いでいるが、引継事項、注意事項のチェックリストを検討する。 | △ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 108 |
| 83 意見 【担当変更時の訪問調査】 旧地区担当現業員は、新地区担当現業員の最初の訪問調査に同行することが望ましい。 【改善報告】 | 新旧現業員が同行するように努めている。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 108 |

第6章 就労自立に向けた事務

| | | | | | | |
|---|--|-----|-----|-----------|------|-----|
| 指摘及び意見 | 措置状況(平成28年7月末) | 結果欄 | 部 | 課 | 内線等 | 本編頁 |
| 84 意見 【就労可能対象者の判断】 稼働年齢対象者だけでなく、被保護世帯全体を踏まえた就労可能対象者のリストを作成することが望ましい。 | 稼働年齢者を対象に医療要否意見書により稼働能力を確認しており、世帯全体を踏まえた就労可能対象者のリストは作成しないが、就労を希望する高齢者には就労支援を行っている。 | × | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6177 | 114 |
| 85 意見 【就労支援プログラムの効果】 就労可能者であって就労支援を必要としない者についても、当プログラムの意義を説明するなどして理解してもらい、できるだけ当プログラムに参加してもらえるように助言することが望ましい。 | 就労支援マニュアルにより、就労支援プログラムの活用を図る。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6177 | 117 |
| 86 意見 【生活再生雇用事業】 効果という観点から現状を分析し、実施内容の改善を図ることができないか、場合によっては、実施の継続の有無について、検討することが望ましい。 | 生活再生雇用事業の実施継続の有無について事業課と検討している。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6177 | 118 |
| 87 意見 【キャリアカウンセリング事業】 効果という観点から現状を分析し、実施についての改善を図ることができないか検討することが望ましい。 | キャリアカウンセリング事業の実施について改善を図り、活用している。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6177 | 120 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------|---|
| 対象 | 岐阜市の生活保護 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 平成27年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 提出日(最新提出日) | 平成28年7月31日 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 監査委員公表日 | 平成28年9月29日 | △:検討中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの |

| | | | | | | |
|---|--|---|-----|-----------|------|-----|
| 88 意見 【就労体験事業—設計金額】 補助金で事業費の100%が賄われるにしても、前年度の単価や参加率を考慮し、できるだけ正確に設計金額を算定することが望ましい。 | 平成27年度より生活困窮者自立支援制度に移行し、生活困窮者も対象とした就労準備支援事業として実施しており、適正に設計等を行っていく。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6161 | 121 |
| 89 意見 【就労体験事業—効果検証】 現状把握、分析をし、当事業の継続については再検討することが望ましい。 | 事業の検討を行い、農業体験のみであった事業の業種を増やす等の見直しを行い、実施している。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6161 | 121 |
| 90 指摘 【就労体験事業—事業評価シート】 事業評価シートを使用せず評価する事務事業には該当しない以上、事業評価シートを必ず作成すべきである。 | 平成26年度分から事業評価シートを作成している。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6161 | 122 |
| 91 指摘 【自立活動確認書の扱い】 自立活動確認書の作成を一切求めていないという現在の事務執行を今後も継続することが妥当であるか早急に検討すべきである。 | 受給者に就労支援を開始する際には、対象者と今後の活動方針を協議し、「自立活動確認書」を作成させる。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6177 | 124 |
| 92 意見 【就労活動促進費】 上記確認書の作成に対する岐阜市のスタンス次第ではあるが、確認書を作成することができれば、利用を検討することが望ましい。 | 就労活動促進費の支給要件に該当すれば支給する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6177 | 124 |
| 93 指摘 【求職活動状況・収入申告書の提出】 稼働能力の活用状況を毎月確認するためにも、求職活動状況・収入申告書は毎月提出させるべきである。 | 稼働能力の活用状況を毎月確認するためにも、求職活動状況・収入申告書は毎月提出させる。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6177 | 125 |
| 94 指摘 【収入申告書等の整理】 提出を受けた収入申告書、求職活動状況・収入申告書は、ケース台帳ごとに整理すべきである。 | 提出された収入申告書、求職活動状況・収入申告書は、ケース毎に綴じるようにした。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6177 | 125 |
| 95 指摘 【就労・求職状況管理台帳の記載】 査察指導員を中心に、どのような目的で作成する書面であるかを担当現業員に周知した上で、担当現業員にて確実な記載をすべきである。 | 就労支援マニュアルを作成し、研修等実施し、確実に記載する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6177 | 126 |
| 96 意見 【就労指導】 各種通知では、指導指示の検討順序が具体的に定められているので、これに従い、順序を踏まえて、就労にかかる指導指示を適切に実施することが望ましい。 | 就労支援のフローに従い就労にかかる指導指示を実施する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6177 | 127 |
| 97 意見 【事務マニュアル】 就労自立に向けた事務執行がより組織的・効率的に行われるようにするためにも、就労自立に向けた事務全般のマニュアルを作成することが望ましい。 | 就労支援にかかるマニュアルを策定した。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6177 | 128 |
| 98 意見 【就労自立給付金の周知】 毎年1回は必ず研修を実施するなどして、就労自立給付金を確実に周知できる体制を構築することが望ましい。 | 就労支援にかかるマニュアルにより、就労自立給付金を含めた研修等を行っていく。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6177 | 131 |
| 99 意見 【就労自立給付金の算定書類】 支給要件の確認に必要な書類の提出は義務ではないが、支給の決定に必要があると考えた場合は躊躇することなく、書類の提出を求めることが望ましい。 | 支給の決定に必要があると考えられる書類については、提出を求めるよう徹底する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6177 | 132 |
| 100 指摘 【就労自立給付金の算定チェック】 担当現業員の責任において正しく入力するようにし、各現業員に計算を任せるとはせず、査察指導員など、他の職員がチェックする体制を整えるべきである。 | 査察指導員が収入申告書を含めた書類を確認し、チェックを行うよう徹底する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6177 | 133 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------|-----------------------|
| 対象 | 岐阜市の生活保護 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 平成27年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 提出日(最新提出日) | 平成28年7月31日 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 監査委員公表日 | 平成28年9月29日 | △:検討中 検討中のもの |

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

| | | | | | | |
|---|---------------------------|---|-----|-----------|------|-----|
| 101 指摘 【就労自立給付金の起案・決済書類】 決裁文書については、ケース記録中に整理すべきである。 | 岐阜市文書取扱規則を踏まえ、決裁文書の整理を行う。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 134 |
|---|---------------------------|---|-----|-----------|------|-----|

第7章 保護費

| 指摘及び意見 | 措置状況(平成28年7月末) | 結果欄 | 部 | 課 | 内線等 | 本編頁 |
|--|--|-----|-----|-----------|------|-----|
| 102 意見 【振込依頼書の控え等の取扱い】 効率化の観点から、被保護者と直接事務処理を行う担当課として、振込依頼書の控えや領収書の写し等の資料を、保護費支給の証拠書類として残すことが望ましい。 | 被保護者からの問い合わせ等の対応については、支給台帳で確認することができ、証拠書類についても振込依頼書の控えは残してあり、領収書についても会計課に保管の資料で確認できるため、資料の複写は行わない。 | × | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 138 |
| 103 指摘 【ホームレス領収書の保管】 現金の収支の動きを表す「ホームレス領収書」は、パソコンの故障等不測の事態に備えるため、紙で出力して保管すべきである。 | システム上バックアップがとられているため、紙での保管は行わない。 | × | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 139 |
| 104 指摘 【小口現金の取扱い】 不正経理防止のため、小口現金の処理規程を早急に作成すべきである。 【改善予定】 | 小口現金の取扱マニュアルを作成し、不正経理防止の徹底を図る。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 139 |
| 105 意見 【ホームレス支給の審査】 ホームレスへの支給のうち保証金・敷金等の支給は、生活保護の決定前に行われるため、不正受給が行われていた場合の返還金・徴収金の遡及ができない。特に保証金・敷金等の支給は高額となるため、支給に際しては、ホームレス及び不動産仲介業者の審査等を厳格に行うことが望ましい。 | ホームレスへの保証金・敷金等支給に際しては、ホームレスや不動産仲介業者に必要な書類等の提出や聞き取りを実施し、厳格に審査を行うよう徹底する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 139 |
| 106 指摘 【医療扶助審議会】 医療扶助の適正化の表現に向けて、最低でも年に1回、医療扶助審議会を開催すべきである。 | 他都市における本審議会の状況も踏まえ、8月28日をもって医療扶助審議会を廃止することとした。 | × | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 142 |
| 107 指摘 【嘱託医の勤務状況】 嘱託医の勤務時間は、要綱どおり勤務させるべきである。 | 嘱託医の勤務については、適切となるよう要綱を改めた。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 144 |
| 108 指摘 【嘱託医事務処理状況日計表】 嘱託医の実際の勤務時間を把握した上で報酬を支給するため、嘱託医事務処理状況日計表には実際の勤務時間を記録すべきである。 | 出勤簿を作成し、嘱託医事務処理状況日計表には実際の勤務時間を記録するようにした。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 144 |
| 109 意見 【嘱託医への委託内容】 医療扶助費の削減に向けて、嘱託医の役割は大きく、より綿密な医療要否意見書の検討や要保護者に対する調査・指導を行うためにも、一件あたりの処理時間を多く確保する必要があると考えられる。まず要綱どおりの勤務時間で職務を行うことを前提に、勤務時間の延長等の対応を検討することが望ましい。 | 嘱託医の業務内容や業務量等を検討した結果、現状においては要綱どおりの勤務時間の中で職務を行っていた。今後、業務内容や業務量の増加等により勤務時間の延長等の対応が必要となった場合に改めて対応する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 145 |
| 110 指摘 【タクシー券の交付そのものの考え方】 医療扶助における移送費の不正受給を防ぐためにも、タクシー券の交付は極力避けるべきである。 | タクシー券の利用については、極力無くしていくが望ましいため、新規のタクシー券の交付については、原則行わないようにしている。また、すでにタクシー券を利用している人についてもできる限り立て替え払いに変更していく。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 147 |
| 111 指摘 【タクシー券の交付基準・手続規程】 タクシー券の交付を継続するのであれば、タクシー利用及びタクシー券交付の適否を審査するための基準と手続規程を早急に作成すべきである。その際には、岐阜市生活保護医療扶助審議会を活用するなど組織的に検討できるようなものにすべきである。 | タクシーの利用やタクシー券交付の適否については、被保護者の個々の状況等によって異なるため、嘱託医等の意見も参考にするなど課内で検討を進める。 | △ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 149 |
| 112 指摘 【タクシー券の管理方法】 納品の際の冊数、チケット番号を記載する管理簿を速やかに作成すべきである。 | タクシー券の納品の際には、冊数及びチケット番号等を記載する管理簿を作成し、適切に管理できるよう改めた。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 149 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------|-----------------------|
| 対象 | 岐阜市の生活保護 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 平成27年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 提出日(最新提出日) | 平成28年7月31日 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 監査委員公表日 | 平成28年9月29日 | △:検討中 検討中のもの |

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

| | | | | | | |
|--|---|---|-----|-----------|------|-----|
| 113 指摘 【タクシー券の発行簿】 タクシー券発行簿に会計担当の確認欄も設けるべきである。 | 発行簿の記載項目に欠落がないよう会計担当の確認欄を追加、現業員とダブルチェックを行うようにした。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 151 |
| 114 指摘 【タクシー券の発行簿】 タクシー券を一冊ずつ番号順に発行することにより、タクシー券の管理状況を明確化するべきである。 | タクシー券は一冊ずつ番号順に発行するよう改め、管理状況の明確化を実施した。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 151 |
| 115 意見 【タクシー券の使用状況】 タクシー券の使用状況について適正であったかどうかは、現業員が確認しなければ分からない。現業員が経理担当と連携し、医療目的外に使用されるなどの不正使用が行われないよう被保護者に指導する体制を強化することが望ましい。 | 経理担当と現業員により利用内容の審査を行い、医療目的外に使用されるなどの不正使用が行われないよう被保護者への指導を行うよう徹底した。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 151 |
| 116 指摘 【タクシー会社との契約書類の保管】 タクシー券の発行依頼書や利用申請書など契約行為に類する書類を作成する場合は、当該書類を永年保存すべきである。 | 文書取扱規則に則り、保存期間等を変更し適切な文書管理を行うよう改めた。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 152 |
| 117 指摘 【タクシー会社との契約方法】 地方自治法において、契約は、入札が原則である。例外となる随意契約においては、その理由は明確でなければならない。随意契約というのであれば、その理由を、書類上で明確にすべきである。 | 契約の性質上、競争入札に適さないケースについて、代表的なものは岐阜市随意契約ガイドラインで示しており、担当課で行う契約についても、これに準じて随意契約理由を明確にするように研修等で周知していく。 | ○ | 行政部 | 契約課 | 2758 | 153 |
| 118 指摘 【タクシー会社との契約と見積り】 タクシー券を利用するのであれば、複数の見積りを徴収すべきである。 | タクシー会社との契約を検討していく中で対応する。 | △ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 154 |
| 119 指摘 【タクシー会社との契約と契約書】 タクシー券の交付を継続するのであれば、タクシー会社との間で、監督及び検査や調査条項など岐阜市がタクシー券を管理するための条項を盛り込んだ契約書を作成すべきである。 | タクシー会社との契約については、当課だけではなく市内の他課においてもタクシー券が利用されている現状があり、内容等について関係部署との調整なども必要となるため、引き続き検討していく。 | △ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 155 |
| 120 意見 【医療扶助の適切な実施】 主治医等との意見調整件数を増やすことが望ましい。 | 必要に応じて主治医と随時意見調整を行う。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 159 |
| 121 意見 【医療扶助の適切な実施—長期入院】 調査票の省略により、正確な履歴が残らず適切な措置が出来なくなる恐れがあるので、調査票は作成することが望ましい。 | 適切な措置ができるよう調査票を作成する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 159 |
| 122 意見 【医療扶助の適切な実施—頻回受診】 調査票の省略により、正確な履歴が残らず、情報伝達が欠落し適正な指導が出来なくなる恐れがあるため、調査票は作成することが望ましい。 | 適正な指導ができるよう調査票を作成した。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 161 |
| 123 意見 【後発医薬品の使用促進】 全ての指定医療機関に対して通知回数を増やしたり、通知方法の改善等を行い、後発医薬品の使用促進を積極的に働きかけることが望ましい。 | 後発医薬品の使用促進を図るため、指定医療機関に対する通知回数を増やしたり、通知方法の改善等を行い積極的に働きかけていく。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 165 |
| 124 意見 【医療扶助の適正な実施—総括】 長期入院患者や精神科に関する患者についての指導が非常に困難であることは理解できるが、現業員の能力向上、医療扶助審議会の活用等を含めて、不適切な受診行動を抽出した後の対応について再考することが望ましい。 | 不適切な受診が確認された場合は、医療担当、担当現業員が嘱託医と協議し、主治医に状況確認するなどして患者に対応する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 165 |
| 125 指摘 【レセプト点検等業務委託契約—設計金額】 同種契約を設計する際には、設計金額について、前年度実績を踏まえ、また、参考見積りもとるなどして、適正な積算をすべきである。 | 業務委託に当たっては、参考見積りを取り、前年度の実績などと比較するなどして適正な積算を行うよう見直しをした。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 168 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------|-----------------------|
| 対象 | 岐阜市の生活保護 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 平成27年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 提出日(最新提出日) | 平成28年7月31日 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 監査委員公表日 | 平成28年9月29日 | △:検討中 検討中のもの |

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したのもの

| | | | | | | |
|---|---|---|-----|-----------|------|-----|
| 126 指摘 【レセプト点検等業務委託契約—設計金額】 本件委託契約に関しては、同種の契約が複数年継続しているため、当該書面のみをみて、設計金額が形式的に予算の範囲内に収まっているか否かのみを確認するだけでなく、前年度の契約実績などと対比して、生活福祉一課・二課において適正な積算がなされているかを確認すべきである。 | 生活福祉一課、二課において、複数社から参考見積を取るなど適正に積算していることを確認した。 | ○ | 福祉部 | 福祉政策課 | 2425 | 168 |
| 127 意見 【レセプト点検等業務委託契約—予定価格】 今後は、相見積りをとる形での随意契約であっても、一者随意契約理由書などを参考として、予定価格決定に際し、担当課における積算の根拠を契約課が確認できるように措置を講じることが望ましい。 | 積算の根拠が適正であることを各課において確認するよう研修等で周知するとともに、契約課においても契約依頼を受けた際に必要に応じて確認していく。 | ○ | 行政部 | 契約課 | 2758 | 169 |
| 128 指摘 【レセプト点検等業務委託契約—「契約締結何」の事務決裁】 事務決裁規則違反の可能性があり、そうであれば、次年度以降、同種の契約を締結する際には、契約依頼書兼執行何書に福祉部長の決裁があることを確認すべきである。 | 単価契約の「契約締結何」の位置付けについて、事務決裁規則における整合性を図るよう対応する。 | △ | 行政部 | 契約課 | 2759 | 170 |
| 129 意見 【単価契約の「契約締結何」—事務決裁】 明確性の見地から、岐阜市事務決裁規則 別表第1 財務に関する事項 ア 支出負担行為等に関する事項 単価契約の「契約締結何」と委託契約における「業務委託設計書兼執行何書」、「契約依頼書兼執行何書」との関係を確認することが望ましい。 また、併せて、岐阜市事務決裁規則別表第2「個別専決事項」の契約課に関する事項において、契約課所管の単価契約の契約締結何に関する事項を明記することが望ましい。 | 上記と併せて、事務決裁規則における整合性を図るよう検討する。 | △ | 行政部 | 契約課 | 2759 | 170 |
| 130 意見 【少額による随意契約と単価契約との関係性】 解釈に疑義が生じないように、単価契約を締結するにあたって、レセプト点検等業務委託契約が、岐阜市契約規則第28条の少額随意契約に該当するかどうかの判断基準を規則あるいは取扱要領などで明記することが望ましい。 | レセプト点検等業務委託は複数単価契約であり、見積書の各項目の単価がそれぞれの予定価格の範囲内であるかの確認に時間を要することから、地方自治法施行令第167条の2第2号を適用し、見積り合わせによる随意契約としているものであり、同条第1号適用による少額随意契約ではない。 | × | 行政部 | 契約課 | 2758 | 171 |
| 131 指摘 【複数単価契約における契約者の選定方法】 現状のように、複数単価契約を随意契約として扱うのであれば、契約者の決定基準を設け、そして、それを業者に周知すべきである。 | 複数単価契約における業者決定までの手順を岐阜市ホームページに掲載し、業者に對して周知した。 | ○ | 行政部 | 契約課 | 2758 | 173 |
| 132 意見 【レセプト点検等業務委託契約の契約方法】 レセプト点検等業務委託契約は、そもそも、複数単価という設定も含めて、本当に随意契約でなければ締結できない契約なのかを検証することが望ましい。 | レセプト点検等業務委託は複数単価契約であり、見積書の各項目の単価がそれぞれの予定価格の範囲内であるかの確認に時間を要するため、競争入札に適さず随意契約で行うことが適当であると考える。また、当該業務委託を複数単価契約で行うことが適当であるかについては、担当課にて判断されるべきである。 | × | 行政部 | 契約課 | 2758 | 173 |
| 133 意見 【複数単価契約の性質】 随意契約該当性を判断する担当の便宜という観点からも、複数単価契約を随意契約ととらえるのであれば、何号に該当するか、岐阜市随意契約ガイドライン上に明確に定めることが望ましい。 | 複数単価契約の随意契約ガイドラインへの明記について検討する。 | △ | 行政部 | 契約課 | 2758 | 174 |
| 134 指摘 【仕様書の記載】 業者に対し、顔回及び重複受診、向精神薬の重複処方、重複請求の点検を行うことを求めるのであれば、現状の仕様書の見直しを考慮すべきである。 | 顔回及び重複受診等の点検は求めないこととし、仕様書の見直しを行った。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 175 |
| 135 意見 【仕様書の業務範囲の確認】 契約をより効果的なものとするよう、契約書第23条第2項の場合にはもちろんのこと、定期的に業者と協議の場をもつことを検討することが望ましい。 | 業者とは必要に応じ、随時協議を実施していく。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 176 |
| 136 意見 【委託契約の業務の調査】 委託契約に基づき行われる調査手続について、担当課において、適時に実効的な調査ができるようすべく、契約課が主導して、定期的な実効的な研修をすることが望ましい。 | 委託契約において履行状況の確認を定期的に行うとともに、債務不履行等の疑義が生じた場合、直ちに調査を行うよう、各課に対して研修等により周知した。 | ○ | 行政部 | 契約課 | 2759 | 176 |
| 137 意見 【委託契約の業務の調査時期】 債務不履行責任等は契約終了後も追及しうるものであるから、他の自治体等の実情も踏まえ、調査を契約後も実施できるようにする条項を入れることを検討することが望ましい。 | レセプト点検等業務委託のように業務完了時に成果物の提出を必要としない業務において、履行期限後に債務不履行に係る調査を実施することの可否について調査研究を行う。 | △ | 行政部 | 契約課 | 2759 | 176 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------|-----------------------|
| 対象 | 岐阜市の生活保護 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 平成27年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 提出日(最新提出日) | 平成28年7月31日 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 監査委員公表日 | 平成28年9月29日 | △:検討中 検討中のもの |

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したのもの

| | | | | | | |
|--|---|---|-----|--------------------|------|-----|
| 138 指摘 【契約の履行確認】 仕様書の業務内容を意識し、業務の検査が可能となる業務報告書及び業務完了報告書の提出を求め、仕様書と照合して、実効的な完了検査を行うべきである。 | 仕様書の業務内容の検査が可能となる業務報告書及び業務完了報告書の提出を求め、実効的な完了検査を実施するよう改める。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 福祉政策課 | 6159 | 177 |
| 139 指摘 【現存する遺留金品の対応】 現金、通帳は勿論のこと、現在保管する遺留金品について、相続人を調査するなどして、早急・適切に処分すべきである。 | 「遺留金品取扱マニュアル」を策定し、これに基づき三輪第一書庫及び方県倉庫内にある遺留金品について処理を適切に行った。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6161 | 183 |
| 140 指摘 【今後の遺留金品に関する事務対応】 早急に遺留金品の取扱いを定めた規程類を設けるべきである。 | 「遺留金品取扱マニュアル」を策定した。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6161 | 184 |
| 141 意見 【死亡者の預金通帳の取扱い】 岐阜市としては、金融機関と協議の上、死亡者の預金通帳の払い戻しを受けるような運用の実現を検討することが望ましい。 | 「遺留金品取扱マニュアル」に手続きを記載したが、事案がある毎に金融機関に確認し、死亡者の通帳から払い戻しができるよう協議していく。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6161 | 186 |
| 142 意見 【葬祭扶助費を上回る遺留金品の扱い】 相続財産管理人選任にかかる取扱いを定めた根拠規定の作成を検討することが望ましい。 | 相続財産管理人選任にかかる取り扱いも含む「遺留金品取扱マニュアル」を策定した。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6161 | 187 |

第8章 保護の停止及び廃止

| 指摘及び意見 | 措置状況(平成28年7月末) | 結果欄 | 部 | 課 | 内線等 | 本編頁 |
|--|---|-----|-----|--------------------|------|-----|
| 143 指摘 【停止の前提としての文書指導】 指導義務違反を理由として停止する場合には、その前提として、文書による指導を行うべきである。 | 指示義務違反による停止及び廃止の決定にあたっては適正に手続きを行う。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 192 |
| 144 意見 【停止・廃止決定時のケース診断会議の開催】 停止・廃止を決定する際には、全ケースについてケース診断会議を開催することが望ましい。 | 「生活保護事務の手引き」の中でケース診断会議にかけられるべき項目を挙げている。この中で停止・廃止については、死亡廃止等状況が明らかなケース以外は会議にかけることとしている。引き続き、手引きに従って対応していく。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 193 |
| 145 指摘 【決裁手続】 保護廃止決定通知書の発送は、福祉事務所長の決裁を経た後にすべきである。 | 保護廃止決定通知書の発送は、福祉事務所長の決裁を経た後に行う。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 193 |
| 146 指摘 【辞退の際の指導・助言】 国民健康保険の加入等の助言指導を行った旨をケース記録に記載すべきである。 | 国民健康保険の加入等の助言指導を行った旨をケース記録に記載する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 194 |
| 147 指摘 【保護停止等決定通知書の様式】 現在使用している様式は、岐阜市生活保護法施行細則で定められているものではなく、使用を継続するのであれば、同細則を改正すべきである。 | 岐阜市生活保護法施行細則を改正し、様式を改めた。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 福祉政策課 | 6166 | 195 |
| 148 指摘 【保護停止等決定通知書の理由の記載】 保護停止決定通知書及び保護廃止決定通知書に停止・廃止の理由を明確に記載すべきである。 | 生活保護停止及び廃止決定通知書に理由を記載する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 195 |
| 149 指摘 【保護停止期間中のケース管理】 停止案件については、担当現業員任せにするのではなく、停止事務の担当者を含め、停止ケースの一覧表等で管理できる体制をとるべきである。 | 停止期間中のケースについては、一覧表等作成のうえ、査察指導員も把握し管理する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 196 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------|---------------------------|
| 対象 | 岐阜市の生活保護 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 平成27年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 提出日(最新提出日) | 平成28年7月31日 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 監査委員公表日 | 平成28年9月29日 | △:検討中 検討中のもの |
| | | ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの |

| | | | | | | |
|---|--|---|-----|-----------|------|-----|
| 150 指摘 【免除の基準】 適正かつ公平な適用を行うため、各類型に対応することができるような法第80条の免除をする場合の手続及びその基準を定めるべきである。 | 「岐阜市生活保護事務の手引き」の中に免除の場合の基準を規定した。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6174 | 198 |
| 151 意見 【停止・廃止決定と免除】 停止・廃止の決定の際に行うべき会議において、免除の可否についても判断することが望ましい。 | ケース診断会議での判断が必要な場合は、ケース診断会議で判断する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6174 | 199 |
| 152 指摘 【廃止時のケース記録の管理】 作成した文書はケース記録に確実にファイリングし、ファイルの表紙には、整理し得るための記載をすべきである。 | ケース記録への確実なファイリングや表示を徹底する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 199 |
| 153 指摘 【廃止後のケース記録の保存期間】 遺留金品のあるケースについては、廃止後5年ではなく、例外的に、遺留金品の処分時期と連動した保存期間を設けるべきである。 | 「遺留金品取扱マニュアル」を作成し、遺留金品のあるケースについては、保存期間の延長等を含め、適切に管理する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6161 | 200 |

第9章 費用返還及び徴収

| 指摘及び意見 | 措置状況(平成28年7月末) | 結果欄 | 部 | 課 | 内線等 | 本編頁 |
|---|--|-----|-----|-----------|------|-----|
| 154 指摘 【扶助費算定の誤り防止】 担当現業員が慎重に事務処理を行うべきことはもちろんであるが、査察指導員及び課長等幹部職員においては、日常のケース審査の強化、チェック表などを活用した扶助費算定誤りの未然防止又は早期発見の徹底を図る。 | 担当現業員に対する研修等を十分にを行い、適切な事務処理の徹底を図るとともに、査察指導員及び課長等による日常の審査を強化し、扶助費の算定誤りの未然防止や早期発見の徹底を図る。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6169 | 204 |
| 155 意見 【年金遡及受給】 担当現業員においては、年金受給資格を得る年齢に達する月の確認、年金保険料の納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間の確認、障害がある場合は主治医訪問等により傷病の初診日及び障害の程度について聴取するなどによる年金受給権の可能性の検討を徹底することが望ましい。 また、可能性があると判断された場合の年金申請についての被保護者に対する助言指導、任意加入により年金受給権が得られる場合は任意加入手続、年金受給権を得られない可能性がない場合は脱退手当金の受給可否の確認、受給可能であれば請求手続の支援を徹底することが望ましい。 | 年金受給権を調査し受給権を確認し、受給可能であれば請求させる。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6169 | 205 |
| 156 意見 【年金遡及受給】 査察指導員及び課長等幹部職員においては、保護開始時における年金等の受給権の確認の周知徹底、日常のケース審査の強化及びチェック表などを活用した一斉点検の実施などによって、他法他施策の活用を徹底すべきことについての指導を徹底することが望ましい。 | 査察指導員マニュアルを作成し、生活保護に優先する他法他施策の活用を徹底するよう指導する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6169 | 205 |
| 157 意見 【年金遡及受給】 障害年金に関しては、初診日の判断や身体障害者手帳の対象外の疾病でも支給対象になる場合があるなど専門的知識が必要な場合もあるため、年金調査員の非常勤任用等について検討すると望ましい。 | 年金調査員の配置について研究する。 | △ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6169 | 205 |
| 158 指摘 【資力発生から決定通知までの期間】 一括返済のケースを増やすよう、保護開始時及び保護開始後の調査において、法第63条や法第78条によるリスクを想定し、被保護者の供述だけに頼るのではなく、通帳などの根拠資料の確認を必ず行うなど厳格な姿勢で取り組み、早期発見に努めるべきである。 | 被保護者の供述だけに頼るのではなく、通帳などの根拠資料の確認を必ず行うなど、厳格な姿勢で取り組み、早期発見に努める。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6169 | 206 |
| 159 指摘 【資産処分と法第63条】 口頭指導による指導指示に十分対応していないと判断される場合には、ケース診断会議に諮り、文書指導を積極的に活用すべきである。 | 必要に応じてケース診断会議に諮り、文書指導を活用していく。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6169 | 207 |
| 160 指摘 【保護廃止と法第63条】 資産処分がなされたら法第63条を適用することとしていたところ、処分されないまま被保護者が死亡した場合には、相続人から資産についての報告を求めるとともに、法第63条を適用することを検討すべきである。 | 「生活保護事務の手引き」に法第63条、法第78条の適用ルールを記載した。適用に当たってはケース診断会議に諮り、適切に適用する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6169 | 207 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------|-----------------------|
| 対象 | 岐阜市の生活保護 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 平成27年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 提出日(最新提出日) | 平成28年7月31日 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 監査委員公表日 | 平成28年9月29日 | △:検討中 検討中のもの |

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

| | | | | | | |
|--|--|---|-----|-----------|------|-----|
| 161 指摘 【保護廃止と法第63条】 資産の取得が見込まれており、資産を取得したら法第63条を適用することとしていたところ、資産を取得しないまま保護廃止になった場合には、被保護者であった者から資産の取得についての報告を求めるとともに、法第63条を適用することを検討すべきである。 | 「生活保護事務の手引き」に法第63条、法第78条の適用ルールを記載した。適用に当たってはケース診断会議に諮り、適切に適用する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6169 | 208 |
| 162 指摘 【法第78条の適用判断】 法第63条と法第78条の違いや各々の適用判断に関する正しい理解を全職員に周知徹底させ、法第78条を適用すべきケースに、法第63条ではなく、法第78条を適用するよう徹底すべきである。 | 「生活保護事務の手引き」に法第63条、法第78条の適用ルールを記載した。適用に当たってはケース診断会議に諮り、適切に適用する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6169 | 210 |
| 163 意見 【法第78条の適用判断】 被保護者に対し、しおりを配布したり、同意書に署名させたりするのは当然であるが、資産や収入に関する申告義務についての説明、指導、確認を個別具体的に分かりやすく十分に行うことが望ましい。 | 被保護者への説明、指導、確認を十分実施するよう周知する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6169 | 211 |
| 164 指摘 【資力認定の誤り】 代理人口座に預り金がある場合、これを資産と認定し、本人の認識を確認した上で、法第63条または法第78条の適用を検討すべきである。 | 当該ケースについては、申請時に本人の資産を確認し、また、29条調査も実施した結果、保護開始時点では預り金を含む資産がないことを確認した。従って、法第63条又は法第78条の対象となるものがないため、適用しない。 | × | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6169 | 211 |
| 165 指摘 【ケース診断会議の開催】 法63条または法第78条を適用する際には、ケース診断会議を必ず開催し、組織的な協議検討を十分に行うべきであるし、その過程を議事録として記録しておくべきである。 | 法第63条又は法第78条を適用する際は、ケース診断会議にかけており、ケース診断会議の議事を記録している。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 212 |
| 166 指摘 【事務マニュアル】 職員にとって明確な指標となる手引き・マニュアルを作成し、それを周知徹底する措置をとるべきである。 | 現業員の事務マニュアルとして使用している『岐阜市生活保護事務の手引き』を改訂し、研修を行い、職員に周知を図った。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 213 |
| 167 意見 【一括返済の原則】 早期発見を常に意識し、一括返済をさせるように取り組むことが望ましい。 | 不正受給の早期発見に努め、対象者の状況を確認し、一括返済させるよう努めている。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6169 | 215 |
| 168 意見 【分割返済の在り方】 被保護者が申し出た返済額を安易に受け入れることなく、最低限の生活ができる範囲内で最大限に大きな額としたり、就労指導を厳しく行ったりするなど、早期に全額回収できるよう厳格な姿勢で取り組むことが望ましい。 | 被保護者が申し出た返済額を安易に受け入れることなく、早期に全額回収できるよう厳格な姿勢で取り組む。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6169 | 217 |
| 169 指摘 【法第63条の費用返還における代理納付】 保護費から返還を受けることができれば簡便かつ確実に返還を受けることができることは理解できるが、法制度上、代理納付が許されていない以上は、代理納付をしないようにすべきである。 | 法第63条に基づく返還金については、4月分から納付書による納付に改めた。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6169 | 218 |
| 170 指摘 【法第78条の2に基づく代理納付】 生活の維持に支障があるような特別な事情がある場合を除いては、法第78条の2に基づき、代理納付にすべきである。 【改善報告】 | 法第78条に基づく返還金については、原則代理納付とするよう指導している。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6169 | 218 |
| 171 指摘 【被保護者死亡後の対応】 分割返済の途中で被保護者が死亡した場合、相続人を調査し、相続人からの債権の回収を行うべきである。相続人から相続放棄をしたとの主張がなされた場合には、家庭裁判所が交付する申述受理証明書を提出させるべきである。 | 被保護者が死亡した場合の相続人調査や相続人からの債権回収については、課内の体制や業務の見直し等も必要となるため、引き続き検討する。 | △ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 219 |
| 172 意見 【債権の管理体制—外部委託の検討】 債権を適正に管理するための体制整備の方策として、回収業務を外部に委託することを検討することが望ましい。 | 回収業務の外部委託については、システム改修等も必要となるため関係部署と調整しながら外部委託の可能性を検証していく。 | △ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 219 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------|-----------------------|
| 対象 | 岐阜市の生活保護 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 平成27年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 提出日(最新提出日) | 平成28年7月31日 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 監査委員公表日 | 平成28年9月29日 | △:検討中 検討中のもの |

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したのもの

| | | | | | | |
|--|--|---|-----|-----------|------|-----|
| 173 意見 【債権の管理体制一情報共有】 債権管理・回収状況を毎月の会議での重要な報告事項として位置づけ、課内で情報を共有し、全員で危機意識を持って管理していくことが望ましい。 | 債権管理に対する情報の共有ができるよう、課内の会議等で債権の回収状況等の周知を行う。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 219 |
| 174 意見 【債権の管理資料】 総額、月々の返還金、返還予定表程度など最低限の情報につき、今後はエクセルを主として残しておけば十分である。管理台帳は一つにまとめることが望ましい。 | エクセルファイルを主として、管理するようになっていく。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 220 |
| 175 意見 【債権の管理資料】 エクセルファイルには、経理がパスワードをかけ、その他の職員は読み取り専用で閲覧できるようにすることが望ましい。 | エクセルファイルにパスワードをかけるように改めた。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 220 |
| 176 意見 【債権の管理資料】 債権の管理をする場合、実際に不納欠損処理した額だけでなく、長期滞留債権の増減も合わせて把握しておくことが望ましい。 | 長期滞留債権の増減も把握できるよう見直しを行っていく。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 220 |
| 177 意見 【不正受給の場合の徴収金加算】 悪質な不正受給者に対しては返還金を加算していくことが望ましい。 | 不正受給防止マニュアルに加算基準を設け、適用している。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6169 | 221 |
| 178 指摘 【不正受給の対応体制】 査察指導員及び所長等幹部職員においては、過去の不正受給事業の問題点の検証などしながら、マニュアルを実践するための指導、マニュアルを実践するためのツールの作成など、具体的な対策を実行すべきである。 | 不正受給防止マニュアルを適用する中で過去の不正受給事業の問題点の検証等も踏まえ、随時改訂等を行い、有用なものとしていく。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6169 | 221 |
| 179 指摘 【不正受給の対応体制】 詐欺罪や法85条に基づく罰則の適用を求めていくための手順を定めた要綱を制定すべきである。 | 「不正受給防止マニュアル」には告発等を行う基準を設けており、不正受給に対しては告発も含め厳正に対処する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6169 | 222 |
| 180 指摘 【扶養義務調査の結果の活用】 調査結果に基づき、明らかに扶養義務を履行することが可能であるのに履行していない扶養義務者の存否、十分な扶養能力があるにもかかわらず正当な理由なくして扶養を拒んでいる重点的扶養能力調査対象者の存否を確認し、調停又は審判の申立てや法77条の適用を検討すべきである。 | 法77条に基づく費用徴収に関するマニュアルの作成も視野に入れ研究する。 | △ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 223 |
| 181 指摘 【扶養義務調査の結果の活用】 扶養義務者の扶養能力や扶養の履行状況は変動するものであり、前回の調査でどうであったかを確認しながら調査をしていくことが重要であることから、上記【指摘】の検討過程を記録しておくべきである。 | 法77条に基づく費用徴収に関するマニュアルの作成も視野に入れ研究する。 | △ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 223 |
| 182 指摘 【扶養義務者への資産の移動】 扶養義務者に被保護者の資産が移動した場合には、法第77条の適用を検討すべきである。 | 法77条に基づく費用徴収に関するマニュアルの作成も視野に入れ研究する。 | △ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 224 |
| 183 指摘 【手続規程】 法77条の積極的な活用を図るため、手続きの流れを示したマニュアル等を作成し、研修を行うべきである。 | 法77条に基づく費用徴収に関するマニュアルの作成も視野に入れ研究する。 | △ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 224 |

第10章 施設

| | | | | | | |
|--|-------------------------------|-----|-----|-------|------|-----|
| 指摘及び意見 | 措置状況(平成28年7月末) | 結果欄 | 部 | 課 | 内線等 | 本編頁 |
| 184 指摘 【無料低額宿泊所にかかる分掌事務】 岐阜市福祉事務所設置条例施行規則第4条の分掌事務には、無料低額宿泊所に関する事務の規定を設けるべきである。 | 岐阜市福祉事務所設置条例施行規則の分掌事務の改正を行った。 | ○ | 福祉部 | 福祉政策課 | 2425 | 229 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------|-----------------------|
| 対象 | 岐阜市の生活保護 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 平成27年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 提出日(最新提出日) | 平成28年7月31日 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 監査委員公表日 | 平成28年9月29日 | △:検討中 検討中のもの |

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

| | | | | | | |
|--|---|---|-----|--------------------|----------|-----|
| 185 指摘 【施設職員名簿】 届出時添付資料として要求される職員名簿には、少なくとも「施設長」が誰であるのかを明記してもらわなければならない。 | 職員名簿には、「施設長」が誰であるのかを明記させた。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6174 | 230 |
| 186 指摘 【施設長及び施設職員の要件】 届出時添付書類において、施設長以外の職員についても、社会福祉主事資格等の証する資料を要求すべきであるし、仮にそれがないような場合であれば、それを許容するような例外事情の有無を確認すべきである。 | 岐阜市の指針を国の指針改正に合わせて改正しており現時点では適合している。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6174 | 230 |
| 187 指摘 【「低額」であることの確認】 岐阜市指針を踏まえ、「無料」又は「低額」であることについて、確たる証拠を提出させるべきである。 | 岐阜市の指針を国の指針改正に合わせて改正しており現時点では適合している。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6174 | 231 |
| 188 意見 【暴力団排除条項の導入】 岐阜市指針においても、施設運営主体及び施設長等関係者の要件として、岐阜市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例と同様の暴力団排除条項に関する要件を設けることが望ましい。 | 指針を改正し、暴力団排除条項を設けた。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6174 | 232 |
| 189 指摘 【監査頻度】 「A」についての監査頻度は、原則どおり1年に1回とするか、もしくは、2年に1回とするのであれば、「A」に関して「事業運営が良好」といえるかの検証を早急にするべきである。 | これまでも被保護者への訪問調査や指導監査により、適正な運営を指導し確認してきましたが、「A」について、昨年度に引き続き今年度も実地指導を行う予定であります。昨年度、「無料低額宿泊所指導監査チェックシート」を作成し、これに基づき事業が適正に運営されているか確認しましたが、今後もこれを活用し検証していく予定です。 | ○ | 福祉部 | 指導監査課 | 4355-102 | 233 |
| 190 指摘 【監査内容】 監査については、岐阜市指針との関係から、必要な資料等を要求し実施すべきである。 【改善報告】 | 岐阜市指針が改正され、今後それに基づき事業運営に必要な書類等の提示若しくは提出を要請していく予定です。 | ○ | 福祉部 | 指導監査課 生活福祉一課・二課 | 4355-102 | 234 |
| 191 指摘 【収支の状況が判る書面の提出】 岐阜市指針に基づき、「NPO法人A」から、毎会計年度、貸借対照表及び損益計算書など、「A」という施設に関する収支の状況が判る書面の提出を受けるべきである。 | 平成27年度からはチェックシートに基づき必要な資料等の提出を受けて監査を実施している。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6174 | 236 |
| 192 意見 【事後調査の実施範囲】 生活福祉一課・二課として、無料低額宿泊所に対する事後調査を実施する範囲について検討することが望ましい。 | 確認事項を設定し、毎月訪問調査時に事後調査を実施している。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6174 | 236 |
| 193 意見 【寮長変更の届出】 岐阜市指針の中に、寮長の変更等がなされた場合について、届出してもらう旨の規定を設けることが望ましい。 | 指針を改正し、職員の異動があった場合の報告を行う旨の規定を設けた。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6174 | 236 |
| 194 意見 【民生委員の関与】 「A」に入所する生活保護受給者について、全件、民生委員の関与不要となっている運用が正しいといえるのか、今後改善ができないのかを検証することが望ましい。 | 今後も民生委員の関与なしとなっていることが適切かどうか検証する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6174 | 237 |

第11章 不服申立て

| 指摘及び意見 | 措置状況(平成28年7月末) | 結果欄 | 部 | 課 | 内線等 | 本編頁 |
|--|--|-----|-----|--------------------|------|-----|
| 195 指摘 【教示の確認】 関係法令を必ず確認し、通知書記載の教示において審査庁などの誤りが起きないように徹底すべきである。 | 本案件についてはは正済。関係法令を確認し、通知書記載の教示において誤りが起きないように徹底する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6169 | 240 |
| 196 意見 【教示書面の様式設定】 生活保護法第78条による費用徴収決定通知書については、岐阜市生活保護法施行細則上で条項及び様式を定めることが望ましい。 | 生活保護法第78条による費用徴収決定通知書については「生活保護事務の手引き」に様式を定めており、生活保護法施行細則に様式は定めて、今までどおりの運用を行う。 | × | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 福祉政策課 | 6169 | 241 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------|-----------------------|
| 対象 | 岐阜市の生活保護 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 平成27年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 提出日(最新提出日) | 平成28年7月31日 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 監査委員公表日 | 平成28年9月29日 | △:検討中 検討中のもの |

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

| | | | | | | |
|--|--|---|-----|-----------|------|-----|
| 197 意見 【教示の誤りの回避に向けた対策】 各課に対し、不服申立ての教示書面の内容確認等について注意喚起を行うなど、適正な事務執行の確保に向けた取組みを行うことが望ましい。 | 行政不服審査法の改正(H28.4.1施行)対応に併せて、各課に対し関連例規の確認を依頼するとともに、整備対応に係る研修を実施した。今後も通知、研修等を通じて、継続的に適正な事務執行の確保に向けた取組を行っていく。 | ○ | 行政部 | 行政課 | 2405 | 241 |
| 198 指摘 【情報共有】 不服申立てがあった事例については、組織としてその情報を共有する体制を構築すべきである。 | 「岐阜市生活保護事務の手引き」に不服申立てがあった場合の対応を記載し、組織としてその情報を共有するため担当者を設けた。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 243 |
| 199 意見 【業務改善措置】 不服申立てがあった事例については、例えば、係単位で検討会を実施するなど、事務執行の改善に役立てることが望ましい。 | 不服申立てがあった事例については、現業員の事務執行の改善に役立てよう研修等で活用する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6159 | 243 |

第12章 査察指導員の事務

| 指摘及び意見 | 措置状況(平成28年7月末) | 結果欄 | 部 | 課 | 内線等 | 本編頁 |
|---|---|-----|-----|-----------|------|-----|
| 200 意見 【査察指導員の水準の確保】 誰が査察指導員となっても、ある程度、一定の水準の業務処理ができるように、具体的な査察指導員の業務マニュアルを策定し、研修を実施することが望ましい。 | 査察指導員業務の手引きを策定し、定期的に研修を行う。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6172 | 246 |
| 201 指摘 【現業員に対する査察指導機能－援助方針】 査察指導員は、現業員と協議して具体的な援助方針を定め、そして確実に記録化するように、現業員を指導監督すべきである。 | 各ケースの援助方針は現業員と査察指導員とが検討し、援助方針を定め、記載している。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6172 | 246 |
| 202 指摘 【現業員に対する査察指導機能－訪問調査】 査察指導員は、毎月、ケース記録や査察台帳、被保護世帯訪問計画及び実施表などにより、訪問調査の実施状況を確実に把握した上で、適切に訪問調査を行うように現業員を指導し、その指導内容を査察指導台帳などに確実に記録すべきである。 | 査察指導員は、指導内容を査察指導台帳などに確実に記録している。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6172 | 247 |
| 203 意見 【現業員に対する査察指導機能－訪問調査の同行】 査察指導員が、現業員の訪問調査に同行する基準や目安を決めることが望ましい。 | 「生活保護事務の手引き」の中では、暴力団関係ケース、指導対象ケース等困難性や問題がある場合は査察指導員と同行訪問をするとして目安を定めている。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6172 | 247 |
| 204 指摘 【現業員に対する査察指導機能－資産処分】 査察指導員も、資産保有台帳を利用するなどして、資産保有ケースの資産処分状況について把握し、一定期間内に不動産や自動車などの資産処分ができるよう、現業員に助言・指導を行い、その助言・指導内容を、査察指導票に記録すべきである。 | 査察指導員は、ケースの資産保有状況を確認し、処分等について現業員に助言指導する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6172 | 247 |
| 205 指摘 【現業員に対する査察指導機能－就労】 就労・求職状況管理台帳により、就労・求職状況を確認するとともに、稼働能力活用に係る処遇方針に沿った助言や指導を現業員が行っているのかを確認すべきである。査察指導員は、指導・助言した内容は、査察指導票などに明記すべきである。 | 査察指導員は、稼働能力活用に係る現業員の助言指導状況について確認し、指導する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6172 | 248 |
| 206 指摘 【現業員に対する査察指導機能－情報】 査察指導員は、同意外及び利用許可外の情報について不正にアクセスしないよう、現業員(アクセス権限者)に指導すべきである。 | 査察指導員は現業員に適切な事務運用を呼びかけていく。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6172 | 248 |
| 207 意見 【現業員に対する査察指導機能－情報】 査察指導員は、定期的に、アクセスログをたどり、同意外及び利用許可外の情報について、不正にアクセスしていないかどうか、課長とともに、内部監査をすることが望ましい。 | 査察指導員にはアクセスログをたどる権限はないため、内部監査は行わないが、情報セキュリティ研修を実施し、今後も引き続き適切な利用を指導していく。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6172 | 248 |
| 208 意見 【現業員に対する査察指導機能－実地調査】 査察指導員は、実地調査をするかどうか、組織として決定するためにケース診断会議にかけるよう現業員に指導することが望ましい。仮に、実地調査をしないのであれば、その理由を記録化するよう、現業員に指導助言することが望ましい。 | 査察指導員は扶養義務に係る実地調査の可否について現業員に指導助言する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6172 | 248 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------|-----------------------|
| 対象 | 岐阜市の生活保護 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 平成27年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 提出日(最新提出日) | 平成28年7月31日 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 監査委員公表日 | 平成28年9月29日 | △:検討中 検討中のもの |

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

| | | | | | | |
|---|--|---|-----|-----------|------|-----|
| 209 指摘 【現業員に対する査察指導機能—遺留金品】 遺留金品取扱規程を設ける際、処理規程の中に、査察指導員の役割も明確にし、適切な取扱いが行える体制を整えるべきである。 | 「遺留金品取扱マニュアル」では、遺留金品の処理にかかる査察指導員の役割を記載した。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6172 | 249 |
| 210 指摘 【現業員に対する査察指導機能—ケース診断会議】 法第63条や法第78条適用など、重要事項を決定するケースについては、ケース診断会議に諮るよう、査察指導員は、現業員に指導すべきである。 | 査察指導員は「生活保護事務の手引き」に基づき、ケース診断会議に諮るべきケースを指導する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6172 | 249 |
| 211 意見 【現業員に対する査察指導機能—情報共有】 査察指導員は、現業員と情報を共有して管理的機能を果たすとともに、教育的機能、支持的機能を果たすために、定期的に、現業員1人1人と面談する機会を設けることが望ましい。また、定期的に、係会議を開いて、係においても、情報共有や意思統一を図ることが望ましい。 | 査察指導員は現業員と面談等を通じて情報共有を図り、管理、教育、指示的機能を果たす。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6172 | 250 |
| 212 指摘 【現業員に対する査察指導機能—ケース記録】 査察指導員は、ケース記録の記載時期や記載内容についても、的確にするよう、現業員に、指導すべきである。 | 査察指導員は「生活保護事務の手引き」に基づき、業務を行うよう現業員に指導する。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6172 | 250 |

第13章 ケース診断会議

| 指摘及び意見 | 措置状況(平成28年7月末) | 結果欄 | 部 | 課 | 内線等 | 本編頁 |
|---|--|-----|-----|-----------|------|-----|
| 213 指摘 【ケース診断会議の開催】 岐阜市が自ら作成した資料上、全件開催するとしている場合には、全件ケース診断会議を開催すべきである。 | ケース診断会議に諮るべき項目は「生活保護事務の手引き」に記載しているが、現業員などが処遇に困るケースについても会議に諮ることとしている。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 253 |
| 214 指摘 【ケース診断会議の記録化】 ケース診断会議における審議過程は、会議議事録等を作成し、記録化すべきである。 | ケース診断会議の会議議事録を作成し、根拠資料等を添付し、決裁をとるよう対応済。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 253 |
| 215 意見 【根拠資料等の添付・明記】 ケース診断会議の際に根拠とした資料については、ケース診断会議の会議録等に検討資料として添付しておくか、配布・閲覧した資料について、ケース診断会議の会議録等に明記しておくことが望ましい。 | ケース診断会議の会議議事録を作成し、根拠資料等を添付し、決裁をとるよう対応済。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 254 |
| 216 指摘 【ケース診断会議の積極的な開催】 組織として、ケース診断会議を開催する継続案件の対象を増やすことを検討すべきである。 | ケース診断会議に諮るべき項目は「生活保護事務の手引き」に記載しているが、現業員などが処遇に困るケースについても会議に諮ることとしている。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 254 |
| 217 指摘 【開催要綱】 ケース診断会議について、会議に諮るべき事項、会議の構成員、運営方法、会議の議事録の書式などを規定した要綱を設けるべきである。 | ケース診断会議に諮るべき項目、開催日、構成員等については「生活保護事務の手引き」に記載している。 | ○ | 福祉部 | 生活福祉一課・二課 | 6166 | 255 |